

# 公募型見積合せ案内書

(済生会横浜市南部病院方式)

平成 30 年 6 月 13 日

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団済生会支部神奈川県済生会 横浜市南部病院

院長 今田 敏夫

本院では、済生会横浜市南部病院方式による公募型見積合せを行いますので、次により見積合せ参加者を公募いたします。

## 1 調達内容

(1) 調達件名: 移動型X線装置付属フラットパネルディテクター(FPD) 一式

品名	型番等	メーカー	数量
移動型 X 線装置Tiara用フラットパネルセンサー CALNEO Smart17×14	1417CSI (半切サイズ)	株式会社日立製作所	1

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

※本院ホームページ(<http://www.nanbu.saiseikai.or.jp/index.php>)からダウンロードしてください。

(3) 納入時期

平成 30 年 10 月 31 日(水)以降

(4) 納入場所

横浜市港南区港南台三丁目2番10号 済生会横浜市南部病院内

## 2 見積合せの方法

(1) 公募型見積合せにより行い、最低価格方式とします。

(2) 本見積合せは、第一交渉権者を決定するものです。

※詳細は、下記「7 第一交渉権者及び契約相手の決定方法」を参照のこと。

(3) 見積り金額は、納入に要する一切の費用を含めた額とします。(総価契約)

## 3 公募型見積合せ参加資格

(1) 公募型見積合せ参加希望者は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

ア 横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等)に、次の内容で登録されている者とする。

① 種目に、「医療機械器具」の登録があること。

② 細目に、「医療機器」の登録があること。

イ メーカーの代理店証明が提出できること。

ウ 下記の済生会契約手続要領第4条(第1、2、3項)及び第5条の規定に抵触しないこと。

《済生会契約手続要領(抜粋)》

(一般競争入札の参加者の資格)

第4条 契約担当者は、特別な理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 法人が行う競争入札に参加できる者は、本部又は当該支部・施設が所在する地方公共団体の建設工事、測量、建設コンサルタント等及び委託、役務並びに物品調達に関する入札参加登録資格を得ている者とする。

3 当該地方公共団体の指名停止の措置がなされている者は、当該指名停止の期間、競争入札に参

加させないものとする。

(一般競争入札の参加者の制限)

第5条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために談合をした者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり、職員及び契約担当者が委託した者の職務執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

エ 国、公共団体及び公共的団体等において、指名停止の処分中でない者とする。

オ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定するところの暴力団、準構成員又はその関係者でないこと。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者とする。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者とする。(再認定後の競争参加資格による。)

#### 4 提出書類

次の提出書類は、下記5、6の方法により提出してください。

- (1) 見積書(様式4) ※本件の見積りが何回目かを記載してください。
- (2) メーカーの代理店証明書 ※提出されない場合は失格となります。
- (3) 委任状(様式6) ※見積書に代表者職氏名の記名と代表者印の押印があれば提出は不要です。

#### 5 見積書等提出書類の提出方法及び提出場所

郵送(簡易書留・特定記録郵便)又は持参により、本院管理棟2F事務局 経理課・契約担当まで。

#### 6 見積書の記入方法及び提出書類の提出期限

- (1) 見積書に記載する金額は、消費税を除いてください。
- (2) 見積書は、本院指定の様式(様式4)により作成してください。
- (3) 見積書用封筒には、「見積書在中」と朱書きしてください。(様式5参照)
- (4) 見積書に代理人名を記名し、代理人印を押印する場合は委任状(様式6)が必要となります。
- (5) 代表者職氏名の記名と代表者印の押印があれば、委任状の提出は不要です。
- (6) 代理人が見積書を持参されることについては、委任状の提出は必要ありません。見積書はどなたがご持参いただいても構いません。
- (7) **提出期限：平成30年6月27日(水) 午後1時**

#### 7 第一交渉権者及び契約相手の決定方法

- (1) 本見積合せには、予定価格を設定します。
- (2) 本院が提示した仕様等を履行できると本院院長が判断した見積者、また、本院が設定する予定価格の範囲内で有効な見積りを行った者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合は、見積りした価格に基づく順位を付し、最低価格で見積りした者を第一交渉権者とします。

なお、第一交渉権者を決定した場合は、その者と最終的な仕様確認及び価格交渉を行います。契約価格が

決定した場合はその者を契約の相手方とします。ただし、交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことがあります。

- (3) 第一交渉権者が、低価格見積り等により本院が提示した設計書、仕様書等の内容を履行できないと判断した場合は、済生会契約手続要領第11条の規定を準用し、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことがあります。また、その判断に際し、低価格見積りに関するヒアリングを実施することがあります。
- (4) 予定価格内の見積りがないときは、再度の見積合せを行うことができます。
- (5) 上記(4)の再度見積合せを実施しても予定価格内の価格の見積りがない場合は、最低価格で見積りした者と随意契約による交渉を行うことがあります。(不落随意契約)
- (6) 上記(5)の随意契約交渉を行っても予定価格内の価格で合意できない場合は、本見積合せは不調となり、終了することになります。
- (7) 見積合せ結果については、電話連絡等により見積合せ参加者にお伝えします。

## 8 再度見積合せの方法

- (1) 予定価格の範囲内の見積りが1件もなく、再度見積合せを行う場合は、1回目の見積合せ参加者を対象に実施することができます。
- (2) 当院指定の様式(様式4)を用いて2回目の見積書を提出してください。なお、辞退する場合は、見積書の余白に、「辞退」と明記して提出してください。
- (3) 再度見積合せの場合の見積書の提出方法及び提出場所は、上記5と同じです。
- (4) 提出期限は、別途、連絡します。

## 9 同額見積りの場合の決定方法

- (1) 第一交渉権者となるべき同順位の見積りをした者が2者以上あるときは、後日、当該見積合せ参加者にくじを引いていただき、決定します。
- (2) 上記(1)を実施する場合において、当該見積合せ参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積り合わせ事務に関係のない本院事務局職員にくじを引かせます。
- (3) くじ引きの日時は、別途、連絡します。

## 10 注意事項

以下に該当する見積合せは、無効とします。

- (1) 見積書に記載した金額、その他必要事項を確認しがたい場合。
- (2) 見積書に記名・押印が無い場合。
- (3) 指定の提出期限までに見積書及びその他の提出書類が到着しない場合。
- (4) 見積書を2通以上提出した場合。
- (5) 他の見積合せ参加者の代理を兼ねた場合、または2人以上の代理をした場合。

## 11 契約

- (1) 契約書の締結は、契約相手の決定後速やかに行います。
- (2) 本契約に係る契約書、契約約款は、本院契約事務規程の規定による本院指定の書式(※)とします。  
※本院ホームページ(<http://www.nanbu.saiseikai.or.jp/index.php>)からダウンロードしてください。

## 12 支払について

毎月末日までに発生した債務の支払いは、翌々月の末日に行うものとします。ただし、適法な支払請求書を翌月5日までに本院が受理した場合に限ります。また、振込手数料は請求者の負担とします。

請求者欄は、契約書の受託者(乙)欄と同一の名義人の記載と同一の押印がしてあること。ただし、受託者(乙)欄と異なる名義人による請求の場合は、代理権を確認できる書類を添付すること。また、請求金額の小数点以下は切り捨てとする。

## 13 別添資料

- (1) 見積書(様式4)

(2) 見積書用封筒-見本(様式5)

(3) 委任状(様式6)

**(本件に関する問い合わせ先)**

〒234-8503

横浜市港南区港南台三丁目2番10号

社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub> 済生会支部神奈川県済生会 横浜市南部病院

電話：045-832-1111 (内線508)

FAX：045-832-8335

担当者：管財課 清水

経理課・契約担当 田中

# 見 積 書

(公募型見積合せ)

【第 1 回】

平成 年 月 日

社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部神奈川県済生会 横浜市南部病院

院 長 今 田 敏 夫 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

見積合せ参加者が代理人の場合（代理人氏名

⑩)

※代理人名のみを記名し、代理人印を押印する場合は委任状が必要となります。

※代表者職氏名の記名と代表者印の押印があれば、委任状の提出は不要です。

関係書類を熟覧の上、次の金額で見積りします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注意事項) 金額は、消費税及び地方消費税を除き、頭に¥を付し記載すること。

調達件名 移動型X線装置付属フラットパネルディテクター(FPD) 一式

添付書類 ・ メーカーの代理店証明書(必須:任意様式)

# 見積書用封筒

(公募型見積合せ)

※封印は必要ありません。

(見本)

表

調達 件名	移動型X線装置付属フラットパネルディテクター(FPD)一式
見 積 書 在 中	社会福祉法人 <small>財団 恩賜</small> 済生会支部神奈川県済生会 横浜市南部病院 院長 今田 敏夫 様

※社名等の印刷された長形3号封筒を使用すること。

【 注 意 事 項 】

※見積書に代理人名のみを記名し、代理人印を押印する場合は委任状が必要となります。

※代表者職氏名の記名と代表者印の押印があれば、委任状の提出は不要です。

【様式6】

# 委 任 状

社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部神奈川県済生会 横浜市南部病院

院 長 今 田 敏 夫 様

私は、 を代理人と定め下記権限を委任します。

受任者使用印鑑	
---------	--

記

済生会横浜市南部病院の「移動型X線装置付属フラットパネルディテクター(FPD) 一式」の  
見積合せに関する一切の件

以上

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

Ⓜ